

**BELS(非住宅)評価業務開始
及び
低炭素建築物技術的審査手数料改定のお知らせ**

1. BELS（非住宅）評価業務開始

1) 業務開始日

平成 30 年 4 月 1 日

2) 業務範囲

- ・業務区域：北海道全域
- ・建築物の区分：新築及び既存建築物で床面積の合計が 10,000 m²未満

3) 評価料金

非住宅に係る評価料金（消費税込み）

評価対象面積	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
300 m ² 未満	216,000 円	108,000 円
300 m ² 以上、2,000 m ² 未満	324,000 円	162,000 円
2,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満	432,000 円	216,000 円
5,000 m ² 以上、10,000 m ² 未満	540,000 円	270,000 円

※低炭素建築物技術的審査と併願審査の場合は、上記料金の 2 分の 1 の額とします。

※変更申請料金は当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。

2. 低炭素建築物技術的審査手数料改定

1) 改定日

平成 30 年 4 月 1 日審査依頼分より

2) 手数料

住宅に係る審査手数料（消費税込み）

種別	審査条件		料金
戸建住宅	単独審査		30,780 円
	併願申請	設計住宅性能評価	10,800 円
共同住宅等	単独審査（住戸の審査）		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 54,000 円 ・戸あたり料金 2,160 円
	単独審査（建築物全体の審査）		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 162,000 円 ・戸あたり料金 2,160 円
	併願申請	設計住宅性能評価	上記料金の 2 分の 1 の額

※共同住宅等において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の額とします。

※「共用部を有しない 2 住戸のみの共同住宅等」の料金は、一戸建ての住宅の料金に 2 を乗じた額とします。

※共同住宅等において、1 住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。

※変更審査依頼手数料は当初の依頼で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。

非住宅に係る審査手数料（消費税込み）

審査対象面積	標準入力法	モデル建物法
	主要室入力法	
300 m ² 未満	216,000 円	108,000 円
300 m ² 以上、2,000 m ² 未満	324,000 円	162,000 円
2,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満	432,000 円	216,000 円
5,000 m ² 以上、10,000 m ² 未満	540,000 円	270,000 円
10,000 m ² 以上	別途見積	別途見積

※変更審査依頼手数料は当初の依頼で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。